規定改定レポート(2025年01月05日)

1. 変更内容

東京証券取引所の取引時間が2024年11月5日(火)より延伸となります。2024年8月6日付「東京証券取引所の取引時間延伸に 伴う当行投資信託のお取引終了時間について」にてお知らせの通り、当行でも投資信託の購入・解約にかかる申込時間を延伸し ます。

東京証券取引所の取引時間延伸に伴う当行投資信託のお取引終了時間について

東京証券取引所(以下、東証)は、市場を巡る環境変化や多様化する投資家のニーズに対応するとともに、市場利用者の利便性 や国際競争力、レジリエンスをさらに高めていく観点から、2024年11月5日(火)より、取引時間の延伸を実施することを決 定・発表しています。

当行でも、東証の取引時間延伸の公表に合わせ、投資信託の購入・解約にかかる申込時間を延伸することを予定しています。 [実施日] 2024年11月5日(火)

[取引終了時間] 延伸前15:00 → 延伸後15:30 (*) (30分延伸)

(*) 東証延伸の影響を受けない国内債券ファンド等、一部ファンドの取引終了時間は15:00のまま。

なお、本件による店頭窓口営業時間の変更は予定しておりません。

2. 改定必要性の確認結果

規定名	改定理由(確認前想定)	改定理由(確認後)	改定対象
	投資信託の購入・解約申込時間の延伸に関連し、取 引時間や申込締切時間の変更が必要になる可能性が 高いため。	2024年11月5日からの東京証券取引所取引時間延長に伴い、以下の箇所で改定が必要です: 1. 第2章 設定 注文の方法 第20条(2):投資信託の設定注文受付時限を午後3時から午後3時30分に変更。 2. 第2章 解約 注文の方法 第24条(2):投資信託の解約注文受付時限を午後3時から午後3時30分に変更。 3. 第2章 スイッチング(乗換) 注文の方法 第28条(3):スイッチングの注文受付時限を午後3時から午後3時から午後3時30分に変更。 ただし、東証延伸の影響を受けない一部ファンドの終了時間が変更されない点についても明記する必要があります。	要改定
		外国証券取引口座規定内に取引時間に関する具体的な記載が	不
取引口座規定		なく、今回の更新情報の内容と直接関連しないため、改定の 必要はありません。	· 要

3. 改定案の詳細

投資信託総合取引規定

レビュー評価

- **フォーマット評価**: 改定案は規定集の形式を適切に維持しており、文書構造や用語の使用が一貫しています。既存の規定フォーマットに忠実であり、形式面での問題は見当たりません。
- **削除チェック**: 不要な削除はなく、重要な条項や文言が維持されています。既存の条文に対して必要な修正のみが実施されており、削除に伴う不整合はありません。
- **一貫性評価**: 改定案は規定の役割・目的と整合性があり、元の意図を適切に保持しています。改定内容は東京証券取引所の取引時間延伸という背景に基づいており、規定の目的に完全に一致しています。
- **完全性評価**: 改定理由(取引時間延伸)が適切に反映されており、更新情報に基づいた内容が正確に記載されています。
- 記載原則評価: 記載原則が遵守されており、移行的な表現や一時的な記述は含まれていません。文書全体が現在の状態を正

確に記述しており、記載原則に基づいた適切な改定が行われています。

- **改定必要性評価**: 改定は必要な範囲に限定されており、不要な変更は含まれていません。取引時間延伸という具体的な変更 情報に基づいており、改定の必要性が明確です。
- 総合評価:5
- 信頼度:5
- コメント: 改定案は、東京証券取引所の取引時間延伸に基づく当行の対応を正確に反映しており、形式、内容、一貫性、必 要性の観点から非常に高い水準を満たしています。全体として非常に良好な改定案であり、実施可能と判断されます。

新旧対比表

弟2早 設正 注义の方法 弟20余(2)	弟2早 設定 注义の方法
(2)設定注文の当行受付時限については、当行が別途定める	(2) 設定注文の当行受
場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書(目	場合または取扱商品の打
論見書)に別段の定めがある場合を除き午後3時とし、当行は	論見書)に別段の定めた
設定注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限	行は設定注文を投信委託
間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差	時限間際、事務の繁忙、

第2章 解約 注文の方法 第24条(2)

設定注文を仲介することがあります。

笠2辛 乳ウ シウのナナ 笠20タ (2)

(2) 解約注文の当行受付時限については、当行が別途定める 場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書(目 場合または取扱商品の投資信託約款または投資信託説明書(目 論見書)に別段の定めがある場合を除き午後3時とし、当行は∥論見書)に別段の定めがある場合を除き午後3時30分とし、当 解約注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付時限 |行は解約注文を投信委託会社に仲介いたします。ただし、受付 間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における時差 時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取り扱う場合における 等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に∣時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以 解約注文を仲介することがあります。

改定前

第2章 スイッチング(乗換) 注文の方法 第28条(3)

(3) スイッチング(乗換)の注文の当行受付時限について 扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合には、注 取り扱う場合における時差等やむをえない事由がある場合に ことがあります。

改定後

第2音 設定 注文の方法 第20条(2)

受付時限については、当行が別途定める 投資信託約款または投資信託説明書(目)がある場合を除き午後3時<u>30分</u>とし、当 託会社に仲介いたします。ただし、受付 、外国投資信託を取り扱う場合における 等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以後に時差等やむをえない事由がある場合には、注文日の翌営業日以 後に設定注文を仲介することがあります。

第2章 解約 注文の方法 第24条(2)

(2) 解約注文の当行受付時限については、当行が別途定める 後に解約注文を仲介することがあります。

第2章 スイッチング(乗換) 注文の方法 第28条(3)

(3) スイッチング(乗換)の注文の当行受付時限について は、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款また は、当行が別途定める場合または取扱商品の投資信託約款また は投資信託説明書(目論見書)に別段の定めがある場合を除き は投資信託説明書(目論見書)に別段の定めがある場合を除き 午後3時とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いたしま「午後3時30分とし、当行は設定注文を投信委託会社に仲介いた す。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を取りします。ただし、受付時限間際、事務の繁忙、外国投資信託を 文日の翌営業日以後にスイッチング(乗換)の注文を仲介するは、注文日の翌営業日以後にスイッチング(乗換)の注文を仲 介することがあります。